仙台市男女共同参画推進審議会の公開等について(案)

1 仙台市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の会議は、非 公開とすることに相当の理由がある場合を除き公開することとし、傍聴者 の定員は、原則として20名とする。

ただし、事務局において確保できた会場の収容定員の都合等により、これを変更しなければならないときは、事務局が会長と協議して別に定員を 定める。

- 2 審議会の会議を公開する場合における傍聴に係る遵守事項は、別紙のと おりとする。
- 3 審議会の議事録の作成に際しては、委員全員の署名に代えて、会長があらかじめ指定する委員2名の署名により議事録を確定する。

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

仙台市男女共同参画推進審議会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 はち巻き、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
- 3 飲食又は喫煙をしないこと
- 4 写真撮影,録画,録音等を行わないこと。ただし,当審議会の同意 を得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと
- ※ 以上の事項に違反した場合には、退場していただく場合があります。